

虞美人草「藤尾の母は妾」説

Junko Higasa

私は「藤尾の母は妾」説に賛同する。その理由は第一に兄 27 歳、妹 24 歳という年齢差にある。この状況を可能にするには、兄の欽吾が 2 歳の時に継母は藤尾を妊娠していなければならず、後添えを娶るにはあまりにも早すぎる。いくら地位ある甲野家でも人間の情というものはある。状況も人の心もそう機械的には転換できない。「妻が亡くなりました。小さい子を抱えて困っています」といって、すぐに再婚というのは状況的に難しい。そして第二に、もし欽吾が先妻の子だとすれば、その子が男の子である以上は絶対的な法定相続人であるから、藤尾の母にはもう少し遠慮や配慮があってもよいのではなかろうか。作中で藤尾の母は殆ど欽吾と同列に藤尾の相続を捉えている。それを可能にする背景は、明治日本の法制度にあった。

まず、明治維新後の日本は国内秩序維持のために刑法統一を目指した。明治 3(1870)年 12 月発布の「新律綱領」(布告第 944)の親等制は妻と妾を同等として公認した。次に明治 13 年発布(15 年施行)の刑法で妾の条項を削除するも、内務省は「戸籍上は無関係」として刑法施行前に入籍した妾は容認した。その後、明治 31 年の戸籍法により「妾」は戸籍上から消えることとなる。おそらく藤尾の母は刑法上、容認された妾であろう。欽吾の母と並ぶ権利を有していたことの裏付けは、最後に甲野さんがいう「偽の子、本当の子」という表現に如実に表れている。立場が同等でなければそういう比較は生まれません。そして漱石がその法制度を描いたであろうことを後押しする情景がある。それは「小夜子を断る」使いが浅井君だということである。

小野さんが小夜子との結婚を断るのに『こんな事は人情に拘泥しない浅井に限る』(第十四章)と考えたのは、単純に浅井が物事に頓着しない性格だからではない。第十七章の記述にある通り、浅井は法科出身である。法律家というのは人情でなく法に則って結論を出す立場にある。すなわち浅井が井上家に出向くという事は判決通達を担ったということである。かつて甲斐性のある男に許された妾の公認。それを小野さんに当てはめれば、金時計をもらう博士という地位は妾を持てる立場と推測される。ところが改訂された戸籍法では妾を持つことが出来ない。つまり小野さんが藤尾を妻にする以上、小夜子には身を引いてもらわなければならない。第十八章で、浅井君は『想像力を持って、始めて、全たき人性に戻らざる好処置が、智慧分別の純作用以外に生きてくる場合があるなどとは法科の教室で、どの先生からも聞いたことがない』これが浅井君の行動の根本である。したがって「はっきりした約束がないのだから」という小野さんの人情的な曖昧な表現を『理由はですな、博士にならなければならないから、どうも結婚なんぞしておられないというんです』『それに確然たる契約のない事だからというんです』というような弁証法的表現に置き換える。これはシェイクスピア作品中のクレオパトラが自分の弁明に使った弁証法である。藤尾はクレオパトラに例えられている。即ち浅井君は間接的に藤尾の言い分を代弁していることになる。

以上のことから、漱石は「女の人情か男の法律か」というイプセンの『人形の家』に対して、日本女性が、日本の法律下でどのように扱われてきたかという事を示すために、藤尾の母を「妾」として描いたのではないかと考えるのである。(2013.11.14)